

## 第 2 4 3 回大阪海区漁業調整委員会議事録

1 開催日時	令和 4 年 9 月 13 日（火） 午後 3 時 00 分から午後 4 時 50 分まで
2 場 所	大阪府咲洲庁舎 23 階 海区委員会室
3 出席委員	今井 一郎、多田 稔、岡 修、奥 浩幸、津本 芳孝、常松 睦弘、 田中 映治、伊瀬 隆二、樋口 正明、村上 知子、鍋島 靖信（専門委員）
4 府関係者	池田 孝雄、新瀬 幾恵、井上 実、吉見 翔太郎、 佐野 雅基（水産技術センター）
5 事務局	井坂 浩一、久保 佳洋、宗石 瞬
6 議事事項	委員会 （1）漁業許可の公示について （2）さかなかご漁業の取扱いについて （3）漁業法第 90 条に基づく資源管理の状況等の報告について （4）その他
7 議事概要 事務局 （井坂書記長）	<p>定刻となりましたので、ただ今から第 243 回大阪海区漁業調整委員会の開催をお願いしたいと思いますが、その前に事務局から注意事項等を説明させていただきます。</p> <p>携帯電話をお持ちの方に注意事項として、会議中は電源を切るかマナーモードに設定をお願いします。</p> <p>本日は、委員 10 名全員に出席いただいておりますので、本日の委員会が有効に成立していることをご報告させていただきます。</p> <p>本日ご審議いただきます議題は、お手元の次第に記載しておりますとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「漁業許可の公示について」</li> <li>・「さかなかご漁業の取扱いについて」</li> <li>・「漁業法第 90 条に基づく資源管理の状況等の報告について」</li> </ul> <p>の 3 件でございます。</p> <p>なお、本日は、開催通知に記載しておりました議題 4「その他」として、水産課から「漁業権更新のスケジュールについて」「第 8 次大阪府栽培漁</p>

	<p>業基本計画に係る報告事項について」、そして、事務局から「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望結果について」の計3件について報告させていただく予定にしております。</p> <p>また、本日は、岡委員から今井会長あてに、水産課への建議について提案書をいただいております、その取扱いについてご審議いただく予定にしております。</p> <p>それでは、今井会長、議事の進行よろしく申し上げます。</p>
<p>会 長</p>	<p>ただ今から、第243回大阪海区漁業調整委員会を開催いたします。</p> <p>はじめに、本日は委員会ですので、議事に入ります前に、議事録署名人を、大阪海区漁業調整委員会規程第7条第2項の規定に基づき私から指名させていただきます。</p> <p>議事録署名人につきましては、常松委員と樋口委員に申し上げます。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議題1「漁業許可の公示」について、水産課から説明をお願いします。</p>
<p>水産課 (吉見技師)</p>	<p>「漁業許可の公示」について説明させていただきます。</p> <p>大阪府水産課の吉見でございます。よろしくお願いいたします。漁業許可の公示に関して、諮問させていただきます。</p> <p>大阪府漁業調整規則第11条第1項では、知事は、漁業の新規許可をしようとするときは、同条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を定め、その内容及び申請すべき期間を公示しなければならないと定められております。</p> <p>また、同条第3項により、制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと定めており、以上が今回の諮問の根拠となります。</p> <p>海区委員会資料1をご覧ください。表にあります通り、つばす・すずき流網漁業2隻、刺網漁業4隻、ひきなわ漁業2隻、あなごかご漁業5隻について、新規許可の要望が出ております。</p> <p>申請すべき期間については、許認可方針通り、刺網漁業については1か月、その他の漁業については2か月間としております。</p> <p>なお、漁協からの新規要望の内訳については、参考資料1-2に掲載しております。説明については以上です。</p>

会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今の水産課の説明について、何かご意見・ご質問はございますでしょうか。</p>
各 委 員	(質疑等なし)
会 長	<p>特にご質問等がないようですので、議題1については、水産課の案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
各 委 員	(異議なし)
会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、議題1「漁業許可の公示」については、水産課の案のとおり承認することとします。事務局から答申案をお願いします。</p>
事 務 局 (井坂書記長)	(答申案読み上げ)
会 長	<p>ただ今の答申案について、何かございませんでしょうか。</p>
各 委 員	(異議なし)
会 長	<p>ご異議がないようですので、事務局で答申の手続きをお願いします。</p> <p>それでは、引き続き、議題2の「さかなかご漁業の取扱い」について、審議をお願いしたいと思います。</p> <p>はじめに、さかなかご漁業に係る委員会指示の発出経緯等について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局 (久保書記)	<p>水産課の久保でございます。</p> <p>「さかなかご漁業に係る委員会指示の経緯等」について説明いたします。</p> <p>経緯ですが、平成5年頃から、ガシラ、メバル、アイナメ、タコ等を漁</p>

	<p>獲対象とした直径 2～3 メートルの円筒形の「さかなかご」が、大阪府南部から始まり中北部へと広がりました。その後 1 辺 2～3 メートルの角型で骨組みがしっかりしたものが使用されました。</p> <p>漁業調整上の問題として、大型の籠は非常に重くウインチがないと容易に揚げられないため、他種漁業と交錯した場合に網の破損を招きます。高さが 3m あり、漁船だけでなく、港内において船舶の航行、繫留の支障となる可能性もあります。また、魚籠は漁法の性質として長期間籠を揚げない漁法のため、定置漁業的な性質を持つということもあり、漁業調整上の問題となり、海区委員会でどういう扱いにするかご審議をいただいたものです。</p> <p>委員会指示とした当初の理由として、いきなり許可制を検討するのではなく、海区委員会指示として漁具のサイズや設置する操業場所について規制をすることになりました。</p> <p>委員会指示の期間が、10 月 1 日～翌年 9 月 30 日ということで、毎年 1 年ごとにご議論いただいているところでございます。</p> <p>経緯につきましては、以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて、委員会が指示を出すかどうかを検討する材料として、さかなかご漁業の実態調査を例年鍋島専門委員と水産課で行っていただいています。今年は、昨年さかなかご漁業の委員会指示を審議した際、さかなかご漁業も含めて「かご漁業」全体を許可制にしてはどうかという意見があったこともあり、今年のかご漁業全体の調査を全漁協対象に行っていただいています。その調査結果について、鍋島専門委員から説明をいただき、その後、かご漁業の許可制移行とさかなかご漁業の委員会指示についてご審議いただきたいと思います。鍋島専門委員、よろしく申し上げます。</p>
<p>鍋島専門員</p>	<p>「かご漁業の実態調査結果」について参考資料 2-1 で報告します。</p> <p>実態調査については大阪市～小島までの 23 漁協と巾着網組合の 24 漁協を 7 月 19 日から 9 月 6 日まで 13 日間で調査しました。現場での聞き取り調査の前に、調査する内容を設問としたアンケートを送付し、事前に調査の回答をいただき、これを持って操業当事者らからさらに詳しい実情などを聞き取りしてきました。</p>

設問 1、操業者数ですが、事前調査で籠網をされている人数は 313 人でしたが、現場ではアナゴ籠などに不漁でいかなない人が増加し、実際に籠網漁をされているのは 218 人でした。事前調査では許可を持っている人数を回答されていたようで、現在行われているアナゴ籠、イカ籠、魚籠、タコ籠、こうべ籠のほか、ガザミが多量に漁獲される年にしか操業しないカニ籠についても聞き取りをしてきました。アナゴ籠、イカ籠は許可漁業で、その他は自由漁業です。まず一般海域で操業するのは、アナゴ籠とカニ籠で、共同漁業権内で操業するのはイカ籠、魚籠、タコ籠、こうべ籠があります。漁獲のための誘因材には、アナゴ籠、イカ籠、カニ籠、タコ籠、こうべ籠はカワハギ類が好きなユウレイクラゲを採取してエサとして入れます。タコ籠は魚、貝、カニなどを入れてる時と、魚籠、タコ籠にはエサを入れないこともあり、これは自然に入ったカニなどをタコや魚が食べにくるのを待つ場合です。エサを入れる場合は設置している時間が短く、アナゴ籠は夕方 3 時に漁して籠を入れ、10 時に帰港と 7 時間の漁、カニ籠も前日に仕掛けて翌日にあげているのかと思います。イカ籠などは産卵床のツゲの枝に卵を産みに来るのを待つので、2 月から 6 月の許可期間に入れていて、数日おきに籠網をあげます。魚籠、タコ籠などもエサを入れない場合は長い時間設置しておいて入るのを待ちます。魚籠、タコ籠はそれらが多い時期だけ漁をする漁協と、少なくとも何かが入るだろうと、網を洗いながら周年設置している漁協もあります。

設問 2、かご漁業操業者が使う籠のサイズと対象魚ですが、使用されている籠のサイズは 1m 以下で、籠のサイズが 1m 以下に制限されていることを知っていました。漁獲している魚は、イカ籠ではコウイカ、魚籠・タコ籠ではキジハタ、カサゴ、メバル、マダイ、クロダイ、ハモ、アイゴ、ナマコ、コウイカ、タコ、こうべ籠ではカワハギ、ウマヅラハギなどが入るようです。

設問 3 ですが、大阪市から北中通漁協までは共同漁業権がないため、埋立地護岸の周辺で、船が入らない場所に籠網を入れています。籠網を入れる時期は対象魚が出てきたら入れます。泉佐野から小島漁協までは共同漁業権漁場があるので、その中で規定通り操業されており、中・北部海域では魚が獲れ始めると籠を設置し、季節で籠網を時々上げるので数は変動することでした。中・南部域ではイカ籠を 2 月中旬～6 月までの許可期間入れ、籠網を洗って魚籠にし、秋にはこうべ籠として使い、周年何かの

網が入っている漁協もありました。籠の種類は、円柱形、円錐台形、折りたたみ楕円型、うす箱型（タコ籠）、UF0 形、ドームハゲ籠、箱型（直方体）、多角形（8 角形）などがあり、時期によりいろいろな対象に用いられています。折りたたみ楕円形はフックで止めると形になり、アナゴ籠より背が高く、魚、タコ、イカ、カワハギなどを漁獲します。8 種類位の籠が使われています。

設問 4、籠のサイズについてですが、サイズ規制については全員知っていました。大きい籠の方が良く入る、1mあれば十分という意見がありました。漁港内に籠網がみられた漁協では籠網の測定を行いました。中部の組合に直径 2m 高さ 70cm の籠網があり、確認すると、倉庫の奥にあった過去に問題になった大型網を処分するために出しているとのことでした。南部の 2 漁協に折りたたみ楕円形籠 1.1m～1.2mが一昨年から見られていました。今回所有者に聞き取りを行ったところ、九州の籠網業者からの見本品が 1.1～1.2mで、漁に使用していないとのことでした。昨年 1mのものを注文したので、全部 1m になっているとのこと、港に 1mの籠が 10 数個みられました。また 1.5mの箱型の網についても聞いたところ、誰のかわからないが使用させていないとのこと、昨年の写真と同じ場所にあったので、使用せず放置しているものと思われます。籠の大きさについてはサイズが守られていると考えられます。

設問 5、トラブルの有無についてですが、一般海域で行う中・北部と共同漁業権で行う中・南部漁協とも、概ね同じ漁協内ではトラブルはない、近隣組合とは申合せや入会いをしているので、トラブルはないという意見が多かったです。

深刻なトラブルはなく、北部で 4 件、南部で 3 件程度の軽い案件がありました。北部では水産課が設置してよい場所を指定してくれてもいいという意見もありました。中・北部では組合内で誰の籠網はどこに仕掛けられているか分かっている、刺網をしている人が籠網もしていることが多いのでトラブルはないとのことでした。船が着岸することがある場所など、自分たちは入れない場所に、他所から漁業者か一般人かが網か籠を仕掛けたようで、地元漁協に問合せが入ったとのこと。ルアー釣りの人などが迷惑で港を閉鎖した、籠を勝手に揚げられ岸壁に置かれていたことがあり、埋立地で操業するとき釣り人とトラブルになりかけるので、釣り人の立入制限や取締りもしてほしいという意見もありました。また、入り会い

地帯の貝塚海域でタコ籠の場所の取り合いがあったとのこと。

共同漁業権のある中・南部漁協でもトラブルはほとんどありません。漁協内では話合いがされ、隣接漁協とも境界線の取り決めや、入会協定で声掛けをしているので問題にならず、南部では共同漁業権の境界線からその陸側に向かって網を入れていくので、他の大きな漁業種（底びき網・バッチ網・巾着網）がきて、境界線で操業されると、籠網がひっかけられ、籠が破損するので余裕をもって沖側で操業してほしいとの意見があり、籠が潰れても、損害賠償がされないので、操業域の調整をしてほしいとのことでした。アナゴ籠をタコ籠として併用している組合では、籠の上網を 10～12 節の粗い目合を使用し、価格の高いサイズのアナゴが逃げられるようにしており、使用している籠網がアナゴ籠ではなくタコ籠であることを明白にしていました。また、どのようにして転用すればいいかの基準を示してほしいとの意見もありました。籠網は長い日数を入れておかないと獲れない商売ですが、エサを入れる籠と入れない籠網で籠を揚げる回数は異なります。南部では隣接組合の人の思い込みで区域外に入るトラブルがあります。自主的にタコの産卵時期 9 月-11 月は休漁にしている漁協もあり、休漁期間を決めたり、籠の使用数や網目合いなどを規定してはどうかという意見もありました。

設問 6、許可制への意見ですが、北部から南部まで許可制は必要ない、今まで通りでよいという意見が 24 組合中 20 組合でした。籠網に魚はすぐ入らず、長期間設置しておかないといけません。刺網のように毎日揚げる籠もあるが、藻が生えたら魚が入ってくる漁具で、3, 4 日おきに入った魚を取り上げるとのことです。どのような規則（許可条件）を作るのか、漁具のウケに表示をつけるなら、刺網の許可条件のように所属組合等が記載された標識を掲げることを徹底する必要があるとの意見がありました。

中・北部では共同漁業権がないので、埋立地の護岸周辺で、船舶や近隣漁協とトラブルにならないようにしているとのこと。トラブルが起きたら話合いをしたらいいという意見もありました。許可制にすると、大して物が獲れない中で縛りばかりが増えて、さらに水揚げが減る恐れがあり、自由漁業でする方がいいという意見が多かったです。

中・南部でもマナーを守ってやっているなので、今まで通り自由漁業でよいという意見が多かったです。許可制にすればトラブルが減り、資源の枯渇が防止できるので、籠数、休み、操業時間の取り決めが必要ではないか

という意見もありました。許可制にすると縛りが増え、収入が減る可能性があるので反対だといった意見もありました。

設問7、許可制移行に係る要望ですが、要らない、現状でよいが大多数でした。主な意見としては、「トラブルが起きたら考えてもよい。」、「操業人数が増えると、何にしてもトラブルは起きる。」、「タコが少なく、兵庫のように稚ダコが網に入ればバッチ網、底びき網、籠網などが休むとか、資源の無駄を減らして管理することが必要。」、「許可制にするなら、南部海域でも他の漁業種と調整して一般海域でもさせてほしい。」、「小職の漁獲物が減っている中で許可制にすると、漁業者の活動の縛りになる。籠網に漁具の持ち主の名札をつけてはどうか。」、「刺網は規則で名札を付けるようになっているが、プラスチックの名札が紫外線で劣化して破損し、船に当たると碎けて外れるので、現在は誰もつけていない。籠網に付けるなら刺網にも徹底するべきだ。」という意見がありました。

設問8、カニ籠漁業の操業ですが、ガザミが出てきても23漁協中14漁協はカニ籠には行かない。9漁協は出漁するとの回答がありました。過去にカニ刺網や底びき網とトラブルがあり、カニ籠網の漁業者が部会を作り、使用数は150籠以内、操業域、操業時間のほか、刺網の支障にならない時間帯で行うなどについて取り決めており、自主管理策を作ったので、それに従って操業するとのことでした。カニ籠はメスが多く捕獲されるので、禁止する方がよいという意見もありました。

次に、令和4年度のさかなかご漁業実態調査結果を参考資料2-2にまとめています。昨年までは魚籠が盛んに行われている泉南市樽井～小島漁協までの調査でしたが、今年は大阪市から小島までの全漁協で行いました。全組合でどのような籠を使って何をいつの季節に取っているかを聞き取っていきました。魚籠を行っている漁協ごとの測定や聞き取りを一括表に表しています。

A～Iまでの10漁協は一般海域で行っている北・中部漁協で、魚やタコをとる籠網少数を1人～3人が、港の岸壁や船が来ない埋立地護岸周辺に入れる程度でされていました。カサゴ、メバル、キジハタ、マダコなどが入り、小さな魚は逃がしているそうです。

J～Tまでの11漁協が中・南部の共同漁業権漁場で行っている漁協で、その状況をまとめています。地先にタコ籠が多くなり、籠網でマダコ、カサゴ、メバル、キジハタ、マダイ、クロダイ、ハモ、アイゴ、ナマコ、コ



	<p>ウイカを獲り、こうべ籠ではカワハギ、ウマヅラハギなどが入ります。</p> <p>M 漁協では昨年まで1人だけでしたが、若い人がやり始めて3人に増加しました。O 漁協ではタコをとる時は人数が増え、6人がされるようで、付表に書き洩らしがあります。P 漁協・Q 漁協とも昨年見られた1m以上の大型籠は使っていないとのことでした。使用している籠の形は円柱形・円錐台形、折りたたみ式楕円形が多く、かまぼこ型などは作る技術を持っていた鉄工所が廃業し、数が減少し無くなってきている。円柱形や箱型は溶接が簡単なので自作もでき使われている。折りたたみ式楕円形は九州の業者から購入して数が増加し、タコ籠にも使われ、タコ籠にはこのほか組み立て式の黒い薄い箱型のものも多く使われていました。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、まず、今回の実態調査の結果を受けて、かご漁業全体を許可制とすることに関する水産課の考えを確認した後、意見交換をさせていただきたいと思います。</p> <p>水産課ではこの調査結果を受けて、かご漁業を許可制とすることについてどのように考えておられますか。</p>
<p>水産課 (久保補佐)</p>	<p>鍋島専門委員に説明をいただいたように、まずアンケート調査をしたうえで、全漁協を回って調査し、私も可能な限りヒアリングに同行させていただきました。そこで聞いたご意見で感じたことは、地先に共同漁業権を有する組合と有さない組合で、かなり考え方が異なっていました。北部海域ではトラブル的なことがあるとお聞きしていたのですが、現状は当事者間で話し合いをして大きな問題にはなっていないとのことでした。</p> <p>現状、大きなトラブルはございませんので、直ちに許可制を検討するのではなく、これまで通り委員会指示という形で進めていければと考えております。ただ、トラブルがなかったわけではなく、アナゴやカニなどが減少してきましたように今後資源が枯渇し、資源の管理上、漁業調整の問題やトラブルが顕著に見受けられるようになれば、当該漁業含めてかご漁業全体の許可制を検討させていただければと考えております。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。水産課としては、特段大きな問題もないので、漁業調整上等で問題やトラブルが顕著に見受けられるようになれば、許可</p>

	制を検討するということですが、みなさんいかがでしょうか。
各 委 員	(異議なし)
会 長	専門委員の説明や結果表からは、現状通りの意見が多く、特段大きな問題も聞かれなかったとのこと。また、水産課としては、こうした状況を踏まえて、ただちに許可制移行は検討せず、今後大きな問題が生じた際に検討していくということですが、その方向でよろしいでしょうか。
各 委 員	(異議なし)
会 長	ありがとうございます。 それでは、本日の本題であるさかなかご漁業に係る委員会指示について審議をお願いしたいと思います。 現在発動中の委員会指示の期間が、今月末に満了することを受けて、本委員会指示を継続するかどうかということですが、さかなかご漁業の委員会指示について、水産課として意見や希望はありますか。
水産課 (久保補佐)	アンケートによる結果や聞き取り調査から、これまで委員会から指示を発出していただき、使用するかご網の大きさや設置場所等については一定、漁業者にご理解いただけているものと考えておりますが、水産課としては、この状況を維持していくためにも、これまでと同様の内容の委員会指示の継続をお願いしたいと考えています。
会 長	水産課としては、委員会の指示が漁業者に浸透しているものの、漁業秩序を引き続き維持するために、これまでと同様の内容で指示を継続してほしいということですが、皆さんいかがでしょうか。
各 委 員	(異議なし)
会 長	特にご意見等なければ、さかなかご漁業の取扱いについて、委員会指示を継続するという事でよろしいでしょうか。

各 委 員	(異議なし)
会 長	<p>それでは、引き続き指示を発出することに決定します。 指示案文等の説明を事務局からお願いします。</p>
事 務 局 (井坂書記長)	<p>委員会資料 2 - 2 をご覧ください。 これを海区委員会からの指示案文とさせていただきたいと考えております。内容については、日付を変更している以外は昨年度と同様です。指示案文を読み上げさせていただきます。</p> <p>(指示案文読み上げ)</p> <p>次に、委員会資料 2-3 をご覧ください。 これは、海区委員会から漁業者へ周知させていただく案文です。 こちらについては、昨年から一部文言を修正させていただいたところがありますが、留意点等は昨年度と同様です。これに、委員会資料 2 - 4 の大阪府公報に登載する資料を付けて、各漁協に漁業者への周知をお願いする予定です。事務局からは以上です。</p>
会 長	何か質問等ありますでしょうか。
各 委 員	(異議なし)
会 長	<p>それでは、事務局の方で公報登載、漁協等への周知の手続きをお願いします。</p> <p>続いて、議題 3 の「資源管理状況報告」について、水産課から説明をお願いします。</p>
水産課 (久保補佐)	<p>「漁業法第 90 条に基づく資源管理の状況等の報告」についてご説明します。海区委員会資料 3-1、参考資料 3-1、3-2 を使って説明します。</p> <p>漁業法 90 条に基づき、漁業者からの令和 2 年 12 月から令和 3 年 12 月までの漁業権の行使の報告をうけ、令和 2 年分を参考資料 3-1 に、令和 3</p>

年分を参考資料 3-2 として、海区委員会に報告させていただきます。漁業法施行規則第 28 条に基づき漁業権種類、期間、漁場の活用状況、漁業権を行使いただいた状況等を各漁協から報告をお願いしています。漁業法が令和 2 年 12 月から施行され、令和 2 年 12 月の漁業権行使状況の詳細な報告をお願いしましたが、不慣れなこともあり、本来は数量で報告していただくところを金額ベースしか把握していない組合もありました。多くは 1 か月分の詳細を把握できていないとのことでした。それで令和 2 年は漁協で把握できていないとの報告が多くなっています。令和 3 年度についても、きっちり把握できていない漁協が多く、漁獲重量でなく、金額での報告が混在し、報告が必要となる内容をしっかりと把握できていませんでした。

海区委員会資料 3-1 のタイトルが「漁業権に係る資源管理状況等の報告について（令和 2 年、令和 3 年）」と記載された資料をご覧ください。

「1. 資源管理状況等の報告」と「2. 報告方法」につきましては先ほどご説明させていただきましたとおりです。次に「3. 報告結果」ですが、令和 2 年 12 月から令和 3 年 12 月までの分として一括で報告させていただきます。

「(1) 資源管理に関する取組の実施状況」について、まず、共同漁業権内の資源の維持増大の取組みとしては、水産技術センターと連携して稚魚の放流事業の実施、産卵場の整備、小型魚の再放流等に取り組んでいるとお聞きしています。その他として、漁場や港内、海岸における清掃活動や海底耕うん等を実施していただき、漁業者自ら資源の維持向上に取り組んでいただいております。

「(2) 操業日数や漁獲量その他の漁場の活用状況」については、漁協からの報告には多少のばらつきがございますが、主な内容についてご説明させていただきます。

一部の漁業権においてエムシが漁業権対象種になっていますが、最近では釣りに疑似餌を使うことが多くなったため、釣りにエムシを使うことが少なくなってきています。また、多くの組合で海藻類を漁業権対象種に指定している組合がありますが、市場で求められている海藻の種類が変わってきていることやオゴノリを採取する人が減少している等が影響して漁業権の行使状況の低下が見受けられます。こうした漁獲等が減少している漁業権対象種を指定している組合については、当該対象種を漁業権対象種か

	<p>ら外す等の相談させていただこうと考えています。加えて、築磯漁業権を設定している組合につきましては、本来であれば1漁業権ごとの報告が必要となりますが、築磯漁業権は個々の報告が難しいとのことですので、今後、報告方法について再検討する必要があると考えています。団体漁業権については、組合の報告では漁場の活用状況において実績がない等、十分に活用されていない漁業権もあると考えられます。そのような漁業権につきましては、次年度の区画漁業権の際に、更新の有無について検討したいと思えます。</p> <p>これらをまとめて、知事からの意見として読み上げさせていただきます。</p> <p>ヒアリング等の結果から、全ての漁業権者は、概ね漁場を有効に活用していると考えられる。ただし、えむしや藻類等で経済的価値の低下等により行使者が減少しているものもみられること、また区画漁業権漁場ではコロナ等の影響もあり、当該年は養殖が実施されていない漁場もあったことから、今後の活用状況を注視し、令和5年に予定されている区画漁業権更新の必要性等について見極めていく必要がある。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>(質疑なし)</p>
<p>会 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、議題3については、これまでとします。</p> <p>続いて、議題4「その他」の報告事項について、まずは「漁業権更新のスケジュール」について、水産課から説明をお願いします。</p>
<p>水産課 (久保補佐)</p>	<p>「漁業権更新のスケジュール」について説明いたします。</p> <p>参考資料4-1に漁業権更新スケジュールを示しています。共同漁業権と区画漁業権は平成30年9月1日からで、区画漁業権は免許期間5年、共同漁業権は10年で、養殖に使っている区画漁業権は来年8月31日までとなっています。これをどういったスケジュールで更新していくかを表したものです。本年9月1日に審議いただいた貝塚の阪南6区の区画漁業権も</p>

	<p>あり、その流れを理解してもらっていると思います。一斉更新ということもあり、漁場計画のボリュームが大きいです。ヒアリングのタイミングもあり、若干スケジュールが押していますが、11月までに各漁協のヒアリングをして、最終意見を取りまとめ、水産課で素案を作り、これをもってパブリックコメントをしながら、年度内に審議してもらうなど、阪南6区より早いスケジュール感で進めていきたいと考えています。そして、6月に公示をして、9月1日に免許を出す予定にしています。こういう目安でご審議いただきたいのでよろしくお願いします。日程調整をして準備させていただきます。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。 ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。</p>
各 委 員	<p>(質疑等なし)</p>
会 長	<p>ないようですので、続いて「第8次大阪府栽培漁業基本計画に係る報告事項」について報告をお願いします。</p>
水産課 (井上主査)	<p>「第8次大阪府栽培漁業基本計画に係る報告事項」について報告します。 私からは、令和4年4月28日付けで策定しました「第8次大阪府栽培漁業基本計画」に関連しまして、報告事項がありますので、口頭で、説明をさせていただきます。 府栽培計画については、昨年度当初より策定をすすめ、今年の4月27日付けで海区委員会の方へ諮問、同日付けで答申をいただき、4月28日付けで策定・公表をしたところです。 都道府県が策定する栽培基本計画については、根拠法令となる「沿岸漁場整備開発法」において、国が定める「栽培漁業基本方針」の内容と調和を図ることとされています。 府栽培計画を策定した段階では、国の基本方針が素案の段階でしたので、皆さまには、正式に発表され次第内容を確認しまして、府計画で大幅な変更が必要となった場合には、改めて海区委員会の方には、ご相談をするということでご説明をしていました。 このたび、令和4年7月1日付けで、国の基本方針が策定・公表されま</p>

	<p>して、内容を確認したところ、府計画策定時の素案から変更がありませんでしたので、府栽培計画についても、ご承認いただいた内容からの変更の必要はございません。以上、報告させていただきます。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。 ただ今の報告について、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。</p>
各 委 員	<p>(質疑等なし)</p>
会 長	<p>ないようですので、引き続いて、「令和 4 年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望結果」について、報告をお願いします。</p>
事 務 局 (宗石書記)	<p>事務局の宗石です。私の方から、「令和 4 年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望結果」及び「うなぎ稚魚許可漁業に係る許認可方針の策定スケジュール」について口頭でご報告させていただきます。</p> <p>参考資料 4-2 の要望書をご覧ください。本要望書は全国海区漁業調整委員会連合会が作成した要望書であり、令和 4 年 7 月 22 日に本要望書に記載の要望事項について、水産庁と意見交換を行いました。意見交換では水産庁からは資源管理調整課長を含めた 5 名、各都道府県海区からは会長を含めた 8 名の役員が出席していただきました。主に遊漁と漁業の調整問題について意見交換がなされ、役員海区からは、資源管理状況報告や TAC 管理等、資源管理において漁業者ばかり規制をかけるのではなく、遊漁者に対しても資源管理を徹底させるべきであるというご意見がありました。水産庁からは、県の調整規則や委員会指示で遊漁者に対し制限をかけることが重要であるが、今後の資源状況等により遊漁者にルールを課す、一歩踏み込んだ資源管理の方法も検討していく必要もあるかもしれませんとのことでした。</p> <p>次に、シラスウナギに採捕については、現在、特別採捕許可により運用していますが、令和 2 年 12 月の漁業法の改正を受けて、令和 5 年 12 月 1 日からうなぎ稚魚漁業として知事許可漁業へ移行することとなっています。</p> <p>本府では、令和 2 年 12 月策定した漁業調整規則において、知事許可漁業として既に位置付け、附則において令和 5 年 12 月 1 日までその条項の</p>

	<p>施行を留保しております。この条項が施行されるにあたり、当該許可漁業に係る許可基準を定める必要があり、基準を定めるにあたっては、海区委員会の意見をお伺いしなければなりません。</p> <p>その検討状況と策定に係るスケジュールですが、7月から9月初旬にかけてシラスウナギ漁の実情や課題・要望について24漁協からヒアリングを行い、現在、その結果をまとめています。</p> <p>今後は、このヒアリング結果も参考に、10月中に許可基準となる許認可方針素案を作成、11月に漁業関係者等への説明会を開催した後、素案を成案化し、パブリックコメントの手続きを経た上で、3月の海区委員会に諮問させていただきたいと考えています。以上です。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今の報告について、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。</p>
多田委員	<p>遊漁者へ資源報告等を義務付けることは難しいと思います。</p>
事務局 (宗石書記)	<p>釣り団体等の遊漁団体と協力していく必要があると思いますが、現実的に全てを把握することは難しいと思っています。</p>
常松委員	<p>要望書に記載してあるスピアフィッシングとは何ですか。</p>
鍋島専門委員	<p>素潜りやスキューバダイビングで銚や水中銃を用いて魚類を捕らえることです。</p>
会 長	<p>他にご意見等ございませんか。</p>
各 委 員	<p>(質疑等なし)</p>
会 長	<p>それでは、最後に、本日岡委員から提出のあった建議に係る提案書の取扱いについて、議論したいと思います。</p> <p>では、岡委員よろしいでしょうか。</p>



<p>岡委員</p>	<p>西鳥取漁港で株式会社漁師鮮度がすだて漁を行っていると言っています。すだて漁は、大阪では今まで許可されてないですよ。</p>
<p>水産課 (新瀬補佐)</p>	<p>はい、漁業としての実態はなかった漁法です。</p>
<p>岡委員</p>	<p>すだて漁は定置網の一種です。すだて漁として許可されてないものに、西鳥取漁業協同組合でなく民間の会社が大阪府に許可を求めたと聞き、水産課が特別採捕許可を出したと聞いたから、それはおかしいと思いました。</p> <p>隣の組合も知らないと言っています。</p> <p>我々も教育の一環で小学生の視察受け入れ等を行っていますが、営利目的は一切なく、経費を組合が負担して行っています。</p> <p>すだて漁は、漁師鮮度という民間会社が表に出て、水産課に許可もらったと言っています。</p> <p>すだて漁は、組合としてやっていきたいと言っています。すだて漁として水産課が許可を出したものののでしょうか。</p>
<p>水産課 (新瀬補佐)</p>	<p>令和4年5月6日に株式会社漁師鮮度から、府民が海や魚に親しむことで、漁場環境保全の大切さ等を実感してもらうための体験学習として、西鳥取漁港区域内で、すだて漁を行いたいとのご相談がありました。</p> <p>すだて漁とは、千葉県木更津などで行われてきた伝統漁法で、浅い海の沖合に簀(す)を立てて囲い、満潮時にここに入った魚が、干潮時に取り残されたものを捕まえるという漁法です。漁業法第60条第5項第2号の第二種共同漁業に含まれます。</p> <p>漁業として営む場合は、共同漁業権としてではなく、許可条件等を許認可方針で定め、知事許可漁業として取り扱う必要があります。単に第二種共同漁業権があるだけではだめで、きちんと許可漁業に位置づけてやらないといけません。現在の府の許認可方針では、小型定置漁業は柵網漁業に限定しておりまして、これを拡大解釈してすだて漁の許可をすることはできません。</p> <p>それから、相談者によると、すだてには、天然の魚はほとんど入らないため、漁業者から魚を買って入れる予定とのこと、他県の漁法を模倣し</p>

	<p>て行うものではありませんが、漁業としての実態はないとの認識でした。</p> <p>そのため、漁業としてではなく、水産動植物の特別採捕許可について検討しました。</p> <p>特別採捕許可とは、大阪府漁業調整規則第 42 条第 1 項に基づき、試験研究、教育実習又は増養殖用種苗の供給のいずれかを目的とする場合に限り、期間や数量を限定して、知事が特別に水産動植物の採捕の許可をする制度です。</p> <p>今回のケースについては、目的が、すだて漁体験活動や魚食等を通じ、大阪湾南部の豊かな海及び大阪湾産魚介類の魅力を伝え、漁場環境保全の重要性を知ってもらうための教育実習とのことでしたので、9 月 30 日までの期間中の 30 日間、合計 10kg 以内のボラ、クロダイ等の魚介類を採捕することについて、すだて漁の許可をしました。</p>
<p>岡委員</p>	<p>単発的にするのは構いませんが、今回のことは漁師鮮度が前面に出て、ホームページにも出し、水産課のお墨付きをもらったと言っています。</p> <p>私は、組合を助けるための漁師鮮度ならよい。組合が水産課に許可申請し、縁の下の力持ちとして会社が手伝うのなら構いませんが、それが反対になっているのがおかしいと思います。</p> <p>漁師のための漁場です。漁連としては漁師のために漁場を守らなければなりません。法的には異業種との連携などと色々言っていますが、我々にとって漁場は命です。役所は法的にちゃんとしなければならないということは分かりますが、現場を預かる漁連や漁業協同組合はそれだけではありません。</p> <p>漁連にも、ホームページで見たがこんなことを誰でもできるのかといった問合せ電話が入っています。現業者にとっては迷惑なことです。例えば二色浜でやりたいと言ってくる会社があったとして、水産課が前例を出してしまったら、何で漁師鮮度ができて我々はできないのかと水産課長に言ってきたらどうするのですか。</p> <p>我々にとって、漁場は命であり生活です。むやみやたらに一般の業者が水産課に許可をもらって何かするというのはやめてもらいたいです。それなら先に漁連に問い合わせしてくれとか、現場の者に聞いてくれという風に言ってもらいたいです。許可をもらった時点で、もう方向性が違います。まさに営利目的であり、おかしいと思います。</p>

伊瀬委員	値段的にも営利目的だと思います。
水産課 (新瀬補佐)	参加費については、大人 7,000 円という結構な金額だとは思いましたが、中身を確認したところ、魚食普及として大阪の魚を使った定食を出すということで食事代、機材レンタル代、漁業者からの魚の仕入れ代、講師等日当であることを確認しており、利益として残して積み立てていくものではなく、その時のイベントを成立させるための実費ということでした。
岡委員	単発のイベントとしては何も反対しないが、長期継続してやろうとしているのが問題です。それも水産課は許可したのですか。
水産課 (新瀬補佐)	許可は令和 4 年 9 月 30 日までであり、その後、施設は撤去すると聞いています。
岡委員	<p>それは水産課から漁師鮮度にきちんと指導しなければならないと思います。</p> <p>水産課に文句を言う訳ではないですが、水産課は法令に則って色々する必要のあることは仕方がないです。しかし、大阪には大阪のルールというものがあるので、現場の漁連とか漁業協同組合に確認してほしかったです。</p>
水産課 (新瀬補佐)	漁師鮮度は、漁協と民間会社が共同出資した会社だと伺っていました。
岡委員	<p>漁業協同組合が全般的にやっている訳ではありません。一部の組合員がやっているだけのことです。</p> <p>すだて漁にしても、漁連に説明に来なければならないはずですが、それも一切ありませんでした。</p> <p>私は、よいことはどんどんしたらよいと思っていますが、漁場というのは民間に勝手に触られたらいけない、我々の生活の場所です。やはり隣接漁協や漁連の了解をもらってやるべきです。はっきり言ってこれは営利目的です。組合のためにやっている事業ではありません。組合が表に出てや</p>

	<p>るのなら構いませんが、組合は前に出てきていません。それを水産課が特採許可を出したと言って、世間に大手を振ってアピールしている訳です。</p>
奥委員	<p>こんなことをやっているとは、初めて知りました。全漁協に対して事前の情報提供などはありませんでした。組合が漁師鮮度に委託でさせているということですか。</p>
水産課 (新瀬補佐)	<p>そうではなく、漁師鮮度の名前でやっているものなので、逆に組合の名前で許可するのは事実と違うと考えました。</p>
伊瀬委員	<p>会長は、漁師じゃない者に何で許可をやったのかと仰っています。僕らの漁協では、子どもに地びき網体験をさせていますが、無償です。これは営利目的です。</p>
岡委員	<p>自分たちも組合の持ち出しで子どもの体験の受け入れを行っています。セリ場での説明や配布資料などは組合が負担しています。それが特採の許可だと思います。</p>
村上委員	<p>この事業に出された許可はどのようなものですか。</p>
水産課 (新瀬補佐)	<p>大阪府漁業調整規則第 42 条第 1 項に基づく試験研究等の適用除外というものです。その前の第 32 条から禁止漁具や禁止区域などが示されています。第 39 条に遊漁者等の漁具漁法の制限という条があり、何人もここに掲げる簡単な漁法以外は海ではしてはいけないと定めています。第 42 条の適応除外で、試験研究、教育実習、増養殖種苗の供給の 3 つに限って知事が許可した時は採捕してもいいですよという許可です。</p>
村上委員	<p>許可のご判断はどなたがされたのですか。</p>
水産課 (新瀬補佐)	<p>水産課で許可しました。</p>

村上委員	言葉の意味からすると、試験研究や教育実習、増養殖用種苗の供給とは目的が違うように思います。
水産課 (新瀬補佐)	海に親しむ機会の提供ということで、教育実習として行うとの説明があったので、許可しました。
村上委員	このイベントのどういうところに教育的な要素があるのですか。
水産課 (新瀬補佐)	ホームページに書いてありますが、実際に捕れた生き物の説明や、大阪の海や漁業の説明をしてからすだてに行くなど、講義の時間を設けています。あと、大阪産の魚介類を使った料理の提供をしているということでした。
村上委員	そのようなことが規則の「教育実習」の内実となるかと言われると、疑いが残ると言わざるを得ません。
会 長	議論が噴出しています。岡委員の趣旨説明に対し、水産課が特別採捕許可を出した経緯や考え方について、水産課の方から改めて説明をお願いします。
水産課 (新瀬補佐)	<p>特別採捕許可をした理由については、今申し上げた通りです。</p> <p>漁業許可と違って、特別採捕許可は、年間 40～50 件程度です。大半は、環境アセス等に伴う環境調査です。一部、田んぼの生きもの調査など、子どもに簡単な漁具を使って体験学習をさせるという場合などは、この特別採捕許可を行っています。</p> <p>最初に漁師鮮度から漁場環境保全の大切さを実感してもらうための体験学習としてすだて漁を行いたいという相談があったので、そのときに無許可操業だからだめだという選択肢もあったかもしれませんが、天然の魚はほとんど捕れないということと、漁師さんから買った魚を捕まえさせることでも、普段魚を触ったこととか食べたことがない子供さんにとっては大阪の魚に触れる体験の機会となることでしたので、水産動植物の特別採捕許可としての扱いを考えました。</p>

	<p>規則第 42 条に基づく限定的な許可なので、9 月 30 日までの期間中の 30 日間に限り、全部で 10 kg 以内のボラやクロダイ等の魚介類を採捕することに限定し、すだて漁の許可をしました。</p> <p>7,000 円の内訳は、食事代、機材レンタル代、漁業者からの魚の仕入代、講師等日当であることを確認しました。それは活動を行うための実費として判断しました。</p> <p>参加費を特採で徴収することが違法ではないのかということについては、水産庁に確認したところ、回答は、あくまで必要経費であれば、徴収することが却下の要件とはならないという見解を確認しました。</p> <p>これらのことから、特別採捕許可として許可を行いました。</p>
会 長	今の説明について、意見などいかがでしょう。
多田委員	特別採捕ということだが、天然の魚は採捕されず、よそから買ってきて並べているということなら、漁業ではなく、流通の範疇になるのではないですか。
村上委員	これは魚の売買ですよ。
水産課 (新瀬補佐)	入れた魚はカウントしていません。すだて漁という千葉県等で実際にされている漁法をすることについては特別採捕許可が必要です。許可を持っていない者が試験研究等の目的で採捕する場合は、捕れなくても許可があると、他の団体にも指導しています。
奥委員	それなら地びき網でもよいのではないですか。特別にこんな許可を下ろすのがおかしいのではないのでしょうか。先ほどから説明を聞いていたら突っ込みどころがいっぱいあります。
村上委員	漁業調整規則第 42 条第 1 項の規定は、営利性のないものに限って制限や禁止が適用されないとする趣旨と理解されますので、先ほどのご説明では、これに反する危険性があると私は思います。

<p>岡委員</p>	<p>第一、大阪府はすだて漁を漁業として許可していません。これを、民間会社が看板を出して、一人7,000円取ること自体、我々漁業者にとっては何でもいいのかとなります。</p> <p>ここも一種の漁場です。海はつながっている。西鳥取漁協がやりたいと言って水産課や漁連に説明するならいいですが、漁師鮮度が許可をもらっているのはおかしい。</p> <p>水産課が法律に基づいて許可するのは普通ですが、現場のことは我々しか分かりません。いくら法的に可能なことでも、大阪は大阪のルールがあります。現場の声を聞いてから許可を出すべきで、そこは府も注意してほしいです。</p>
<p>村上委員</p>	<p>危険です。必要経費だから取ってもよいという水産庁の見解があったのですが、本当に必要経費なのかどうかは、どのように確認されたのでしょうか。水産庁の見解はネガティブにも理解できます。利益が出るほどの金額を取ることにはできないというメッセージではないでしょうか。</p>
<p>奥委員</p>	<p>そうですね、実費でやっていると言文を並べているだけで、実際は分かりません。</p>
<p>田中委員</p>	<p>組合全体として事業としてやるということでない限り、むやみに出すべきではないと思います。</p>
<p>岡委員</p>	<p>行政から許可をもらっているから、大手を振ってできています。いつかは組合の力が小さくなり、将来おかしな方向に向いていく可能性も出てきます。</p>
<p>水産課 (新瀬補佐)</p>	<p>特別採捕許可を出すにあたり、資源管理上、漁業調整上問題がないかどうか確認しました。資源管理上は天然の魚介類が全然捕れないから大丈夫だと判断しました。漁業調整上は、西鳥取の防波堤の中であり、許可申請書に漁協の同意書を添付してもらっており、西鳥取の漁業者しか行かない場所の中でやることなので、そのときの判断としてはクリアしていると判断しました。</p>

樋口委員	隣の組合にも言わなければならない。
会 長	9月30日で現在の特別採捕許可の期間が満了するとのことですが、事業は一旦終了するのでしょうか。
水産課 (新瀬補佐)	終了します。
会 長	9月で一旦終了することは、救いですね。これからどうするかについては、これから相談して考えていかなければならないことだと思います。現時点での議論を続けても収束しないと思いますので、只今、水産課から特採を出した経緯や考え方について説明をいただき、委員の皆様からすだて漁を漁業許可とすることについて漁業になじむのかといった大きな問題点がたくさん指摘されたと理解しています。水産課で他県の状況等を集めて調査検討していただき、整理した上で、次回は難しいかもしれませんが、改めてお示ししていただきたいと思います。如何でしょうか。
各 委 員	(異議なし)
会 長	ありがとうございます。つきましては、水産課からすだて漁を許可漁業にするかどうかも含めて、整理した結果を審議するという方向でいきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
各 委 員	(異議なし)
常松委員	すみません、建議要望文の下から3行目に観光漁業とありますが、例えばすだて漁がだめになった場合、違うものに替えてくる可能性もあるので、観光漁業には一体どんなものがあるかというのを次回教えてください。
田中委員	観光漁業と体験漁業は微妙に違います。
岡委員	水産課にお願いしたいのは、海というのは大阪と兵庫でもつながってい



	<p>ます。安易にそこで変わったものをやられて、汚濁が出たりなどしたら、大阪だけでは済まなくなります。そこら辺は慎重に、漁業者の意見も聞いた上で許可を出してほしいです。</p>
田中委員	<p>法律上問題なくても、現場では色々な意見があるので、それも考慮していただきたいです。</p>
水産課 (新瀬補佐)	<p>整理させていただきます</p>
会 長	<p>本日の審議事項及び報告事項はすべて終了しました。 これをもって委員会を閉会させていただきます、お疲れ様でした。</p>